

阿南病院医療安全管理部門業務指針

(目 的)

第1条 この要綱は、医療安全に係る院内各部門間の情報共有を図り、効果的な安全対策の推進を目的とした医療安全管理部門の設置、業務の指針および具体的な業務の運営に関して、必要な事項を定める。

(部門の構成員)

第2条 部門の構成員は、以下に掲げる職等にあるものとする。

- (1) 医師である副院長
- (2) 看護部長
- (3) 医療技術部長
- (4) 薬剤科長
- (5) 事務部次長および医事課長
- (6) 医療安全管理者

(業務指針および業務の内容)

第3条

1. 趣旨

医療安全管理部門は、県立阿南病院（以下「当院」という。）における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、適切な医療安全管理を推進し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的として活動する。

2 医療安全管理のための基本的指針

医療安全を確保するためには、医療全体の質の向上を目指し、安全管理に関する体制を整備するなど、組織全体が適正に管理されていなければならない。その管理体制の下で、日々の安全対策を行っていくとともに、常に業務を改善していくことが必要である。

このような組織的な安全管理のためには、標準化や工程管理などのシステムエラー回避の手法を積極的に取り入れることが必要である。また、医療への信頼を高め、患者の視点に立った医療を実現するために、医療内容等に関する十分な説明や情報提供を行うとともに、患者自らが相談でき、患者の自己決定を支える体制を整備することが必要である。

こうした取組を通じて地域住民への「より安心して信頼できる医療の提供」が可能となるものとする。

3. 医療安全対策部門は、具体的に以下に掲げる業務にあたるものとする。

- (1) 各部門における医療安全対策の実施状況を把握し、評価すること。
- (2) 医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況および評価結果を記録すること。
- (3) 以下に掲げる医療安全管理者の活動実績を記録すること。
 - ア. 医療安全管理委員会の開催状況
 - イ. 医療安全研修会の開催状況

ウ. 患者相談の状況および相談への対応

(4) 医療安全部門の庶務は、医療安全管理室が行う。

(医療安全カンファレンス)

第4条 医療安全管理部門は、医療安全対策に関する取組みの評価等を行う医療安全カンファレンスを、週1回開催するものとする。

2 医療安全カンファレンスでは、次の事項を所掌し、各部門間の情報共有を図る。

(1) インシデント、アクシデントの発生に関する把握。

(2) インシデント、アクシデントの原因および具体的対策に関する評価。

(3) 医療行為以外の感染防止対策、褥瘡対策、離棟、患者トラブル等に関すること。

(4) その他医療安全対策の実施状況、研修等に係る把握、評価。

3 医療安全カンファレンスの参加メンバーは、医療安全管理対策委員会の構成員および必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等とし、カンファレンスの議長は、副院長が行う

附 則 この指針は、平成29年11月1日から施行する。

令和 6年 3月1日 一部改訂する。

令和 7年 4月22日 一部改訂する。